

栃木県県有財産総合利活用推進計画（第2期）



令和3（2021）年2月

（令和4（2022）年2月一部改訂）

栃木県

【目 次】

1	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
2	目的	・ ・ ・ ・ 2
3	計画期間	・ ・ ・ ・ 2
4	現状及び課題に関する基本認識	・ ・ ・ ・ 3
	(1) 人口減少・少子高齢化	
	(2) 県有建築物の老朽化	
	(3) 今後の財政収支見込み	
	(4) 環境問題	
	(5) これまでの主な取組と今後の方向性	
5	基本的な考え方	・ ・ ・ ・ 9
6	具体的な取組方針（R3（2021）～R7（2025））	・ ・ ・ ・ 11
	(1) 県有財産の総量最適化	
	(2) 県有財産の効率的な利活用	
	(3) 県有建築物の保全・長寿命化	
7	推進体制	・ ・ ・ ・ 18
8	取組に当たっての方策	・ ・ ・ ・ 18
	(1) 県有施設最適化システムの運用	
	(2) 職員の意識改革と財産管理者支援の推進	
【資料編】		
1	県有建築物の維持管理・修繕・更新等に係る経費の試算	・ ・ ・ ・ 20
2	これまでの主な取組及び成果（H28（2016）～R2（2020））	・ ・ ・ ・ 21

表紙写真

栃木県庁舎（左から①議会議事堂、
②本館、③東館、④南館）



1 はじめに

インフラの老朽化が進行する中、国においては、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」を決定し、この中で、地方公共団体等においては、インフラの維持管理、更新等を着実に推進するための行動計画となる「インフラ長寿命化計画」の策定が求められた。

また、総務省からは、平成 26（2014）年 4 月に基本計画に相当する計画として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をするための「公共施設等総合管理計画」策定の要請があった。

これらを受け、本県においては、平成 28（2016）年 12 月に「栃木県公共施設等総合管理基本方針」を策定し、公共施設等の管理に関する方針を定めた。

一方、本県では、地方分権の進展や厳しい行財政環境を踏まえ、資産全体を総合的に企画、管理、活用する、いわゆるファシリティマネジメント*の考え方を取り入れた「栃木県県有財産の総合的な利活用に関する指針」を平成 23（2011）年 3 月に、さらに、これに見直しを加えた「栃木県県有財産総合利活用推進計画（以下「推進計画（第 1 期）」という。）」を平成 28（2016）年 3 月に策定し、各種の取組を実施してきたところである。

このような中、行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、県有施設*の老朽化の進行や人口減少、少子高齢化に伴う利用状況の変化が見込まれることから、県有財産*を全庁かつ長期的な視点から利活用するためのさらなる取組が必要とされている。

このため、推進計画（第 1 期）に基づく 5 年間の取組や成果を踏まえ、今後の方向性や基本的な考え方を定めた「栃木県県有財産総合利活用推進計画（第 2 期）（以下「推進計画（第 2 期）」という。）」を策定することとした。

なお、基本計画では、各インフラの管理者が施設ごとの具体の対応方針を定める計画として「個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされているが、この推進計画（第 2 期）は、建築物（インフラ施設に含まれる建築物を除く。）に係る個別施設計画に位置付けるものである。

※ファシリティマネジメント（略称：FM）

企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動（「総解説ファシリティマネジメント」日本経済新聞社、2003 年初版）

国や地方公共団体が行うものは「公共 FM」

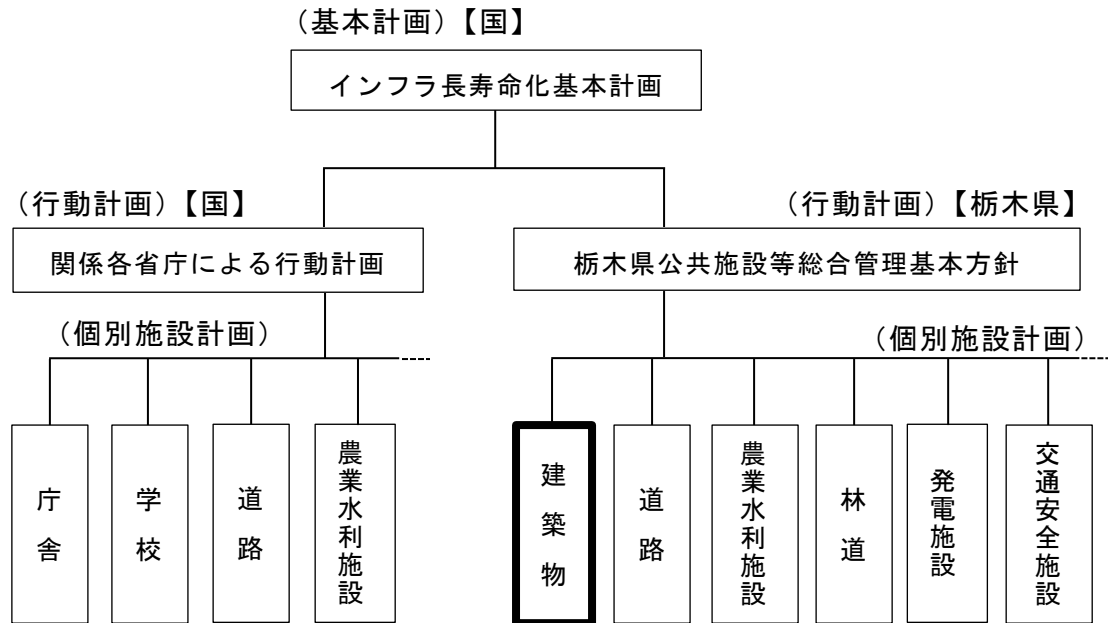
※県有施設

県有財産のうちの建物及びその敷地（従物を含む）

※県有財産

地方自治法第 238 条第 1 項に規定されている公有財産のうち、土地及び建物（従物を含む）。ただし、道路法第 3 条第 3 号に定める県道の用に供する財産等を除く

■ 計画体系



〔計 15 類型 23 計画〕

2 目的

推進計画（第2期）は、県有財産を経営資源として捉え、総量最適化や維持管理経費の縮減、計画的な保全による建築物の長寿命化を推進するなど、全庁かつ長期的な視点から総合的な利活用を図ることを目的とする。

3 計画期間

推進計画（第2期）は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする。

4 現状及び課題に関する基本認識

(1) 人口減少・少子高齢化

本県の総人口は、昭和 30 年代後半（1960 年代）から、一貫して増加してきたが、少子化の進行や転出の増加等により、平成 17（2005）年の約 202 万人をピークに減少に転じ、平成 27（2015）年には、約 197 万人にまで減少した。

こうした少子化や人口移動の傾向が今後も続くとすれば、人口減少は加速度的に進行し、令和 42（2060）年における総人口は約 130 万人になると見込まれているが、今後、合計特殊出生率を段階的に向上させるとともに、転出超過を収束させていくことにより、令和 42（2060）年に 150 万人以上の総人口を確保できる見通しである。

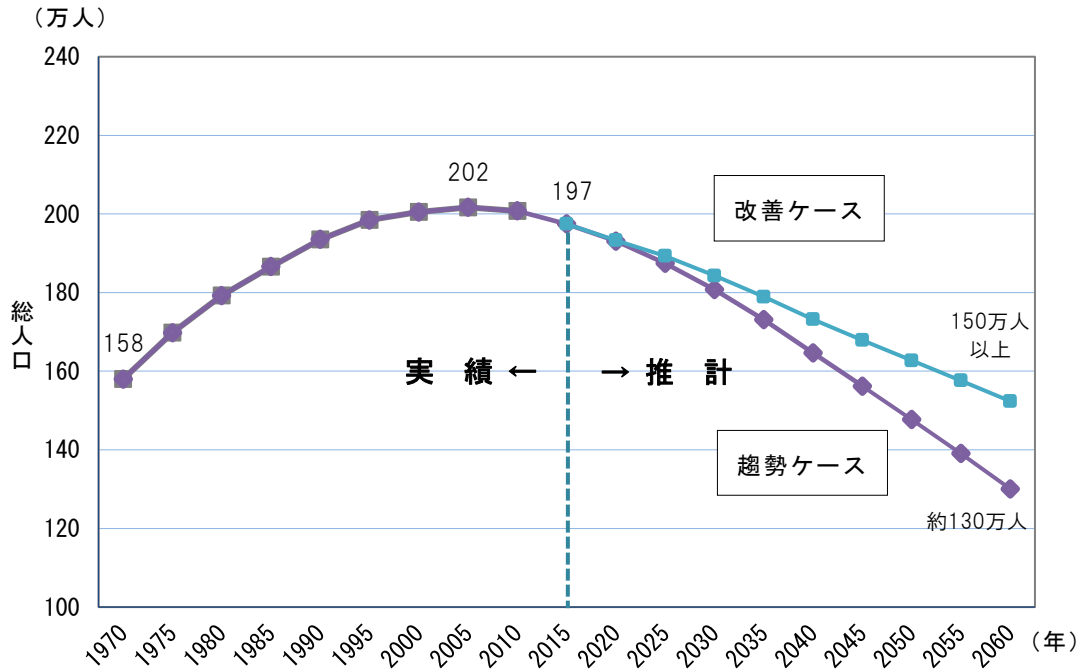
一方、人口構成は、平成 10（1998）年に老年人口（65 歳以上）が年少人口（0～14 歳）を上回り、高齢化率は、平成 20（2008）年に超高齢社会の水準である 21%を超え、平成 27（2015）年には 25.9%まで増加している。

令和 42（2060）年には、年少人口の割合は 10.4%程度、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は 49.9%程度まで低下するのに対して、老年人口の割合は 39.7%となり、高齢者 1 人を生産年齢人口 1.3 人で支える社会になると見込まれる。

このような人口減少、少子高齢化の進行は、社会経済に様々な影響を及ぼすことが懸念され、県有施設についても、利用状況の変化が見込まれる。

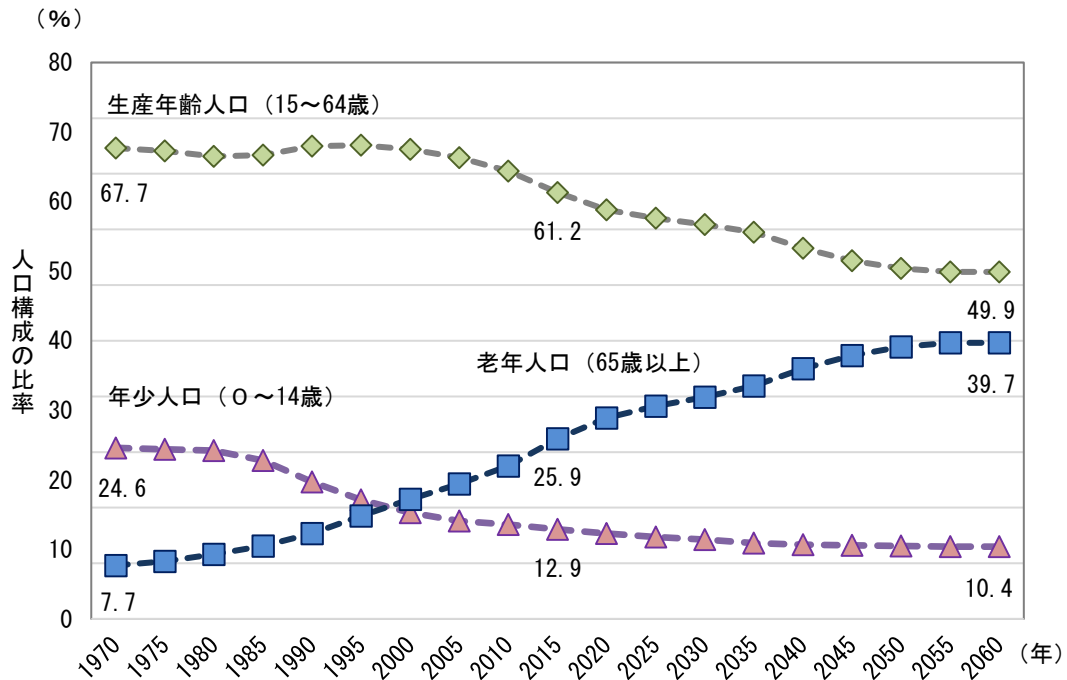
このため、これらの変化に適切に対応し、県有施設の総量最適化や利活用を進めていく必要がある。

■ 栃木県の総人口の推移と将来推計（趨勢ケース・改善ケース）



参考：栃木県総合政策部推計（2019年10月）

■ 栃木県の年齢3区分別人口構成の推移と将来推計（趨勢ケース）

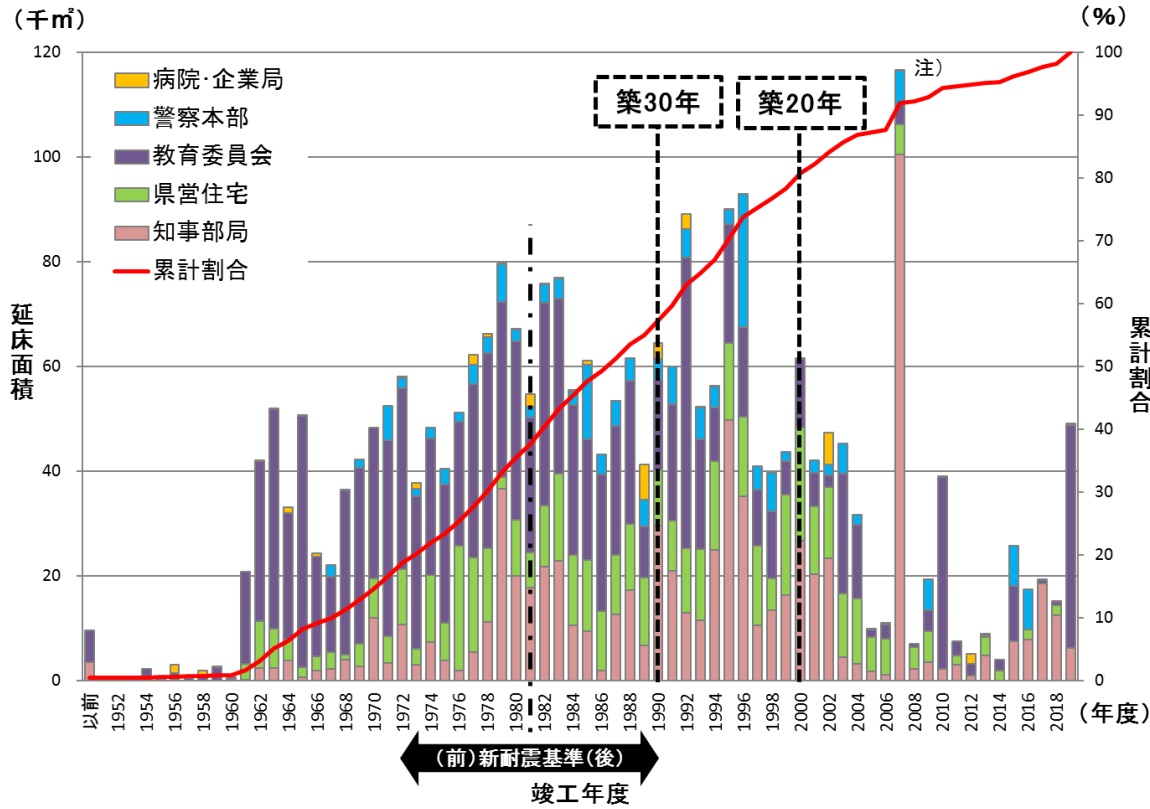


(2) 県有建築物の老朽化

本県が保有する建築物は、高度経済成長期以降の行政需要の増大に伴い、庁舎や県民利用施設、県立学校等の整備が進められてきたことから、令和2(2020)年3月末現在、5,880棟、総延床面積約269万㎡と膨大である。また、老朽化が目立ち始め、不具合の発生リスクが高まる築30年以上の建築物の延床面積の割合は、現在の約6割から10年後には8割を超えることとなる。

これらの建築物について、その性能の維持や安全性を確保するとともに、中長期的に増大することが見込まれる維持管理、修繕、更新等費用の軽減、平準化を図るためには、適切な保全措置等による長寿命化を進めていく必要がある(【資料編】1を参照)。

■ 県有建築物の老朽化の状況 (竣工年度・延床面積)



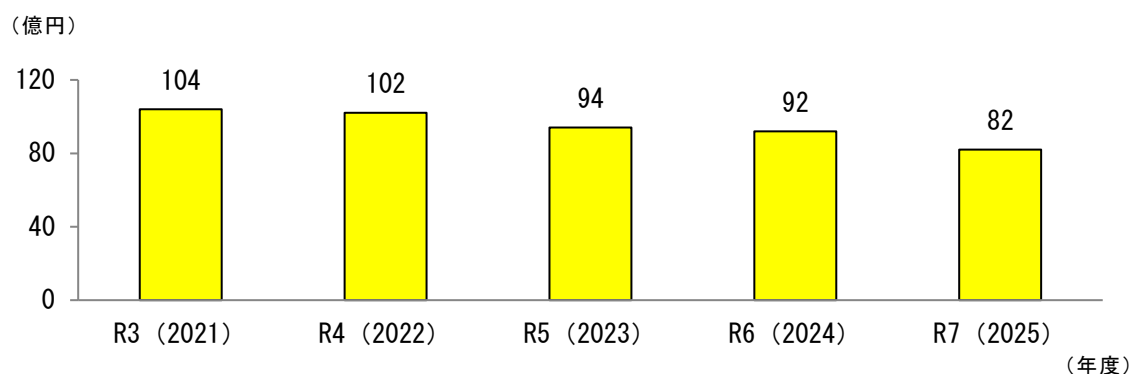
参考：総務省「国勢調査」
栃木県総合政策部推計(2019年10月)

(3) 今後の財政収支見込み

令和3（2021）年2月に作成した中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費等の増加に加え、大規模建設事業、「とちぎ未来創造プラン」等に基づく取組など新たな行政需要への対応等により、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの各年度において82億円から102億円の財源不足が見込まれているなど、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に充当できる財源の確保は大変厳しい状況にある。

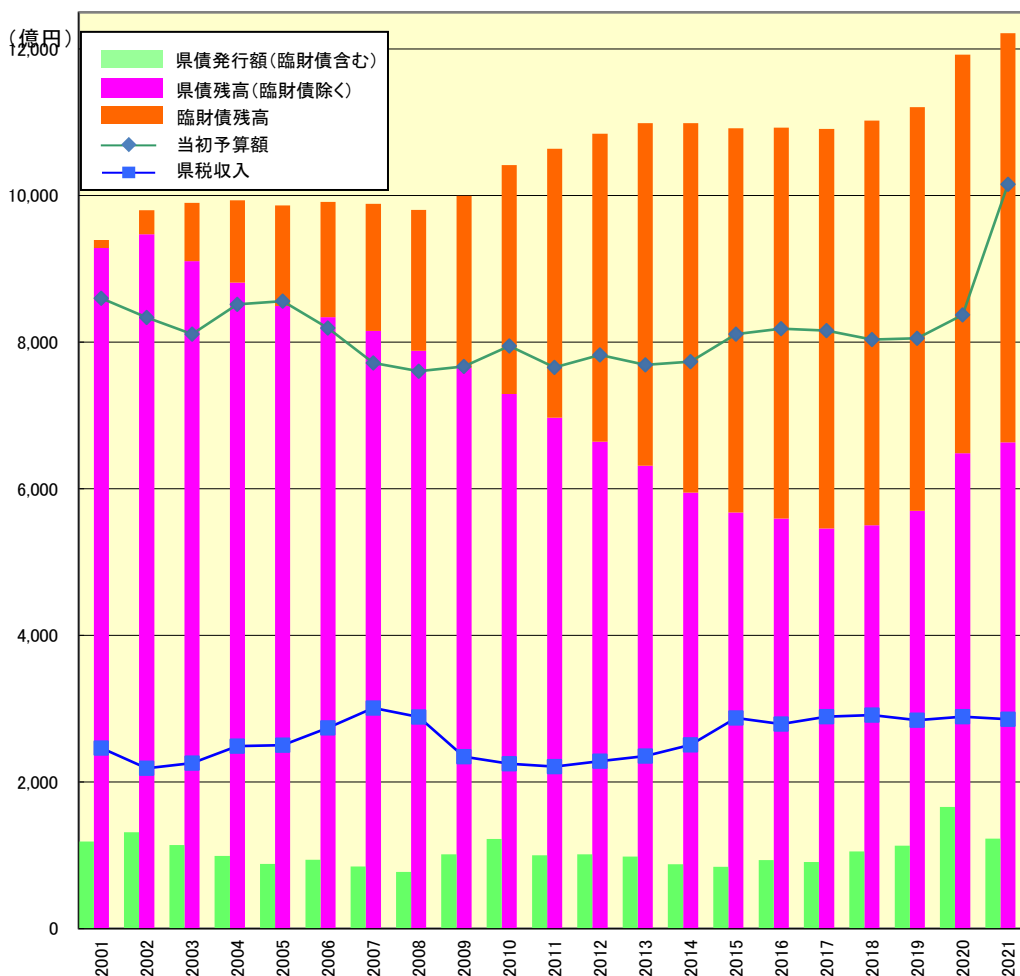
このため、引き続き、行政コストの削減や歳入の確保、県有財産の適正管理と有効活用等に取り組み、限られた財源を有効に活用していく必要がある。

■財源不足額の推移



注)R4（2022）年度以降は中期財政収支見込み（令和3（2021）年2月作成）による。

■ 県財政の推移（過去 20 年）



注) 県債残高、県債発行額、県税収入については、2019年度までは決算額、2020年度は2月補正後、2021年度は当初予算額である。

(年度)

(4) 環境問題

「カーボンニュートラルの実現」が時代の潮流となり、ライフスタイル全体での温室効果ガスの排出削減、モノが資源として循環する取組がより強く求められている中、本県では「栃木県気候変動対策推進計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定したところである。

このため、県有施設の建設、維持保全等に当たっては、カーボンニュートラルの実現に向け、建設廃棄物の発生抑制や再資源化、エネルギー消費の抑制や再生可能エネルギーの導入等、環境負荷を低減していく取組を積極的に進める必要がある。

(5) これまでの主な取組と今後の方向性

推進計画（第1期）に基づく主な取組の結果は、次のとおりである（詳細は、【資料編】2に記載）。

① 県有財産の総量最適化

未利用財産を含むすべての県有財産について、各種調査や評価を行い、施設の統廃合や集約化等、今後の利活用方針を検討した。また、従来の方法にとらわれず、様々な手法により未利用財産の処分を行い、総量最適化を推進した。

今後は、多くの機会を捉えた未利用財産の積極的な処分を実施して行く。

② 県有財産の効率的な利活用

地方合同庁舎の集約化を行うとともに、新たな発想による未利用財産や未利用スペースの貸付けを実施した。また、ファシリティ情報の見える化^{*}を行い、併せて設備の高効率化改修により、経費の大幅な縮減に努めた。

今後は、施設の共同利用や集約化を図り、併せてテレワークなど柔軟で多様な働き方の定着も視野に未利用財産等の有効活用を行う。

③ 県有建築物の保全・長寿命化

長寿命化に係る工事の実行計画である「栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画」を策定するとともに、優先的に長寿命化に取り組む建築物の定期的な点検や劣化状況の把握を行い、その結果に基づき、計画的な予防保全工事を実施した。

今後も、引き続き県有建築物の適正な維持管理に努め、計画的な予防保全工事を実施する。

※ファシリティ情報の見える化

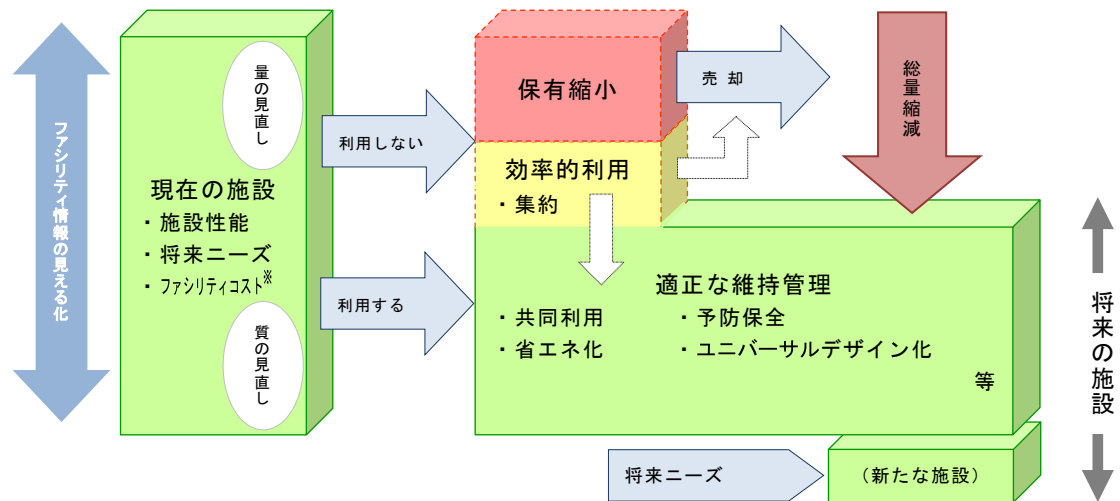
土地や建物の諸元や修繕履歴、施設の利用状況等の情報について、調査等を実施し、現状把握及び情報集約をすること（＝一元化）及びツール等を活用し、全庁での共有を図ること（＝共有化）

5 基本的な考え方

行財政を取り巻く環境が依然として厳しく、人口減少や少子高齢化、県有建築物の老朽化が一層進行する中、「県有財産の“量と質の見直し”を行い、財政負担の軽減、平準化を図りながら、それらの財産を次世代に良好な状態で引き継ぐ」こととする。

このため、ファシリティ情報の見える化や職員の意識改革に努め、次に掲げる3つの考え方を基本として、県有財産の総合的な利活用を図る。

■ 県有財産の総合的な利活用の戦略イメージ図



参考図引用：「公共ファシリティマネジメント戦略」
編集（公社）日本ファシリティマネジメント推進協会

考え方1：県有財産の総量最適化

県有財産を無駄なく効率的に活用するため、建築物性能や施設の利用状況、未利用スペース等を把握した上で、財産として保有、維持することの必要性を検証するとともに、適正な規模、配置等を踏まえた利活用方法を検討し、県有財産の総量最適化を図る。

また、今後も利活用が見込めない財産については、積極的な売却等を図り、将来にわたる財産の保有に要するコストを縮減する。

考え方2：県有財産の効率的な利活用の推進

県有施設間の利用調整を図ることで共同利用や集約化を行い、ファシリティコストの縮減に向けた取組を実施することにより、効率的な利活用を

※ファシリティコスト

所有している土地及び建物等の施設運営費の総称で、維持、運営、管理に要する経費

推進する。

また、未利用財産や小規模スペース※の貸付け等による有効活用を行うことで、歳入の確保に努める。

考え方3：県有建築物の保全・長寿命化

県有建築物の適正な維持管理を行い、計画的な予防保全及び効率かつ効果的な工事を実施することにより、建築物における機能の維持や使用期間の延伸、ライフサイクルコスト※の縮減、環境負荷の低減に努める。

特に、優先的に長寿命化に取り組む建築物については、適正な維持管理のもと、計画的に保全措置を講じることにより、長寿命化を推進する。

※小規模スペース

行政目的で使用される県有建築物の中で、自動販売機の設置や広告の掲示等の用途で有効活用を図るスペース

※ライフサイクルコスト

建築物等の企画・設計から建設工事、維持管理、解体撤去までの間に生じる費用の総額（現在価値で表現したもの）

6 具体的な取組方針（R3(2021)～R7(2025)）

基本的な考え方に基づく今後5年間の具体的な取組方針については、次のとおりとする。

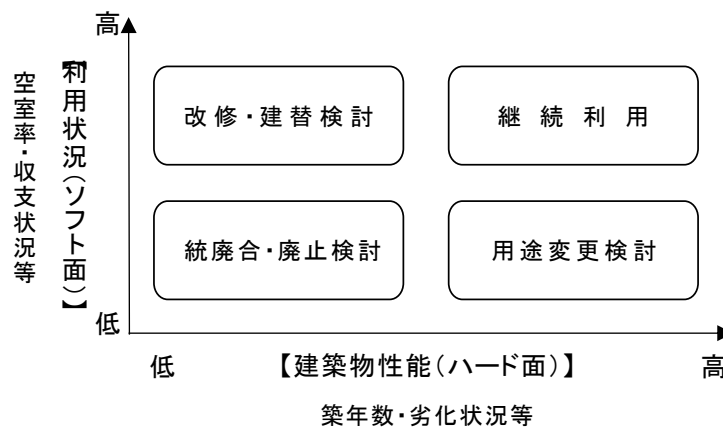
（1）県有財産の総量最適化

① 施設評価の実施

保有総量の縮減や施設の有効活用を図るため、各施設の建築物性能や利用状況等に基づき施設評価を実施し、「継続利用」、「改修・建替検討」、「用途変更検討」、「統廃合・廃止検討」のいずれかに分類する。これにより、建築物の更新、施設の統廃合、集約化等の今後の方針について、継続的に検討する。

また、社会経済情勢の変化等を注視しながら、実効性の高い施設評価についても検討する。

■施設評価による分類のイメージ図



【主な施設用途の総量最適化に向けた方針】

ア 庁舎等

県民の利便性向上や行政機関の機能、組織改編等を踏まえ、分散している庁舎の集約化等を検討する。

イ 県民利用施設

施設の利用状況や将来における利用需要、さらには広域自治体と

しての県の役割を踏まえ、施設の更新等のあり方について検討する。

ウ 県営住宅

地域の特性や住宅事情の実態を踏まえ、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「栃木県住宅マスタープラン」に示された供給目標量に基づき、施設の更新等を検討する。

エ 県立学校

将来の児童、生徒数の推移や社会経済情勢の変化に対応し、県立学校の規模と配置の適正化が図られるよう、施設の更新等を検討する。

○施設評価及びそのあり方の検討（一部新規）

② 未利用財産の売却

施設の統廃合や集約化等により生じた未利用財産について「未利用財産等実態調査^{*}」により現状を把握し、利活用方針の検討を行う。

その結果、県において利活用予定のない財産については、当該財産が所在する市町における公的事業等への活用に配慮する。

市町においても利活用予定のない場合は、一般競争入札を原則として、積極的に売却を行う。

なお、敷地境界の未確定など課題のある財産の処分に向け、県ホームページへの情報掲載のほか、広告媒体の利用、関係団体との連携等、様々な方策を積極的に検討し、より一層の売却促進を図る。

○未利用財産の売却（継続）

○売却を促進するための方策の検討（一部新規）



未利用財産の売却

※未利用財産等実態調査

未利用財産等（未利用の状況にある財産及び未利用となる見込みがある財産）の所在や、面積、法令上の制限、利活用の際の支障要素など、現状を把握し、情報を一元化するために実施する調査

(2) 県有財産の効率的な利活用

① 施設間の利用調整

施設評価で「用途変更検討」や「統廃合・廃止検討」に分類された施設や未利用となった財産については、「未利用財産実態調査」等により、利用状況や未利用スペースを把握する。

その上で、全庁的な視点から集約化を図るとともに、国や市町と連携し、共同利用を推進する。

また、テレワークのための環境整備も視野に入れながら未利用スペースの活用を検討していく。

○低・未利用スペースの把握及び有効活用の推進（一部新規）



集約化した合同庁舎（左：上都賀庁舎 右：芳賀庁舎）

② ファシリティコストの縮減の推進

「県有施設情報調査^{*}」の継続的な実施等により、光熱水費をはじめ業務委託費、営繕費等の実態を把握し、県有施設最適化システム^{*}を活用してファシリティ情報の見える化を行う。

その上で、類似の用途ごとに比較検討を行い、ベンチマーキング^{*}等の手法の活用や標準化した業務委託仕様書の運用、照明や空調設備の高効率化などにより、ファシリティコストの縮減を図る。

※県有施設情報調査

すべての県有建築物について、光熱水費、委託料等のファシリティコストを把握、分析するための調査

※県有施設最適化システム

県有施設の計画的保全、施設評価、ファシリティコストの縮減を効率かつ効果的に実施するためのシステム

※ベンチマーキング

同種、同規模の施設同士の単位コスト（1㎡当たり又は1人当たりの光熱水費等）を比較の指標とし、他の施設で実践している最良の方法を学び、自ら施設の改善に役立てる方法

なお、カーボンニュートラルの実現に向けては、化石燃料を使用した設備の転換や再生可能エネルギーの導入を図るとともに、エネルギーの効率的な活用方法について検討し、エネルギー消費の抑制に努める。

- 県有施設情報調査の実施（継続）
- ベンチマーキング等の手法の活用による光熱水費等縮減の取組（継続）
- 県有施設省エネ加速化事業との連携（継続）
- 栃木県建築保全業務委託仕様書の運用（新規）



県有施設省エネ加速化事業との連携（照明のLED化）

③ 未利用財産や小規模スペースの貸付け

未利用財産のうち、将来的な利活用は見込まれるものの当面利活用予定のない財産や土地の形状、法規制等の理由により売却困難な財産、歳入確保のために引き続き県で保有することが適当と判断した財産については、一般競争入札や公募型プロポーザル方式等により民間への貸付けを推進する。

また、庁舎等の小規模スペースの貸付け等による有効活用を図りながら、歳入の確保に努める。

なお、県有財産の貸付料等は、社会経済情勢の変化等を踏まえた基準や料金となるよう必要に応じて見直しを行い、適正に設定する。

- 未利用財産の貸付け（継続）
- 小規模スペースの有効活用（新規）
- 適正な貸付料等の設定（新規）



未利用財産の貸付け（コインパーキングとしての利用）

（３）県有建築物の保全・長寿命化

県有建築物の保全・長寿命化を推進するため、以下の項目に取り組む。
なお、保全・長寿命化に関する具体的な取組方策は、別途「栃木県県有建築物長寿命化実施方針」に定める。

① 適正な維持管理の実施

建築物の長寿命化を図るためには、日頃から建築物の状態を正しく把握することが重要であることから、点検を計画的かつ着実に実施する。

また、建築物の長寿命化を進めていく中で、財産管理者に求められる維持管理業務がより高度化かつ多様化することから、財産管理者に対する技術的な支援を行う。

さらに、建築物の諸元や利用状況、点検、診断の結果等を記録することにより、保全情報等の一元化及び共有化を図り、保全業務に活用する。

- 定期点検・劣化度診断の実施（継続）
- 栃木県建築物日常管理マニュアル[※]の運用（継続）
- 財産管理者向け日常管理講習会の実施（継続）



定期点検・劣化度診断の実施

※栃木県建築物日常管理マニュアル

建築物の長寿命化と有効活用化を目的として、財産管理者が日常管理業務を適切に行うための参考資料（平成26（2014）年10月策定）

② 計画的な予防保全の実施

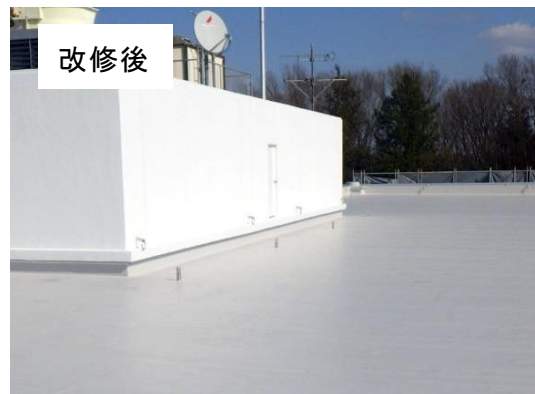
厳しい財政状況等を踏まえると、すべての建築物を一律に長寿命化することは極めて困難である。このため、優先的に長寿命化に取り組む建築物を選定し、計画的な予防保全対策を講じることとする。

また、優先的に予防保全する部位、部材及び設備（以下「部材等」という。）を選定するとともに、部材等ごとに修繕、更新周期を設定し、劣化状況等を踏まえ、計画的に修繕、更新を実施する。

なお、実施に当たっては、カーボンニュートラルの観点を踏まえ、省エネ設備の導入や化石燃料を使用した設備の転換に取り組む。

さらに、財産管理者は、優先して取り組む建築物の長寿命化を計画的に推進するため、目標使用年数に基づき、部材等の修繕、更新時期等を示した長期修繕計画^{*}を作成する。

- 工事の優先度判定基準の運用（継続）
- 予防保全工事の実施（継続）
- 長期修繕計画作成の推進（一部新規）



予防保全工事の実施（防水の改修）

③ 効率かつ効果的な工事の実施

長寿命化に係る工事（予防保全工事や予防保全工事以外の工事等）については、工事種別ごとの考え方に基づき、関係部局との役割分担を整理した上で、環境への配慮とともに、様々な災害の発生など社会情勢の変化を踏まえながら効率かつ効果的に実施する。

また、点検、診断等により、危険性があると判断された場合は、緊急的な修繕を行う。

さらに、社会経済情勢の変化、法律の改正等に起因する要求性能の

※長期修繕計画

施設の老朽度に基づく将来的な修繕の必要性及び優先度等を示すもの

変化に対応するための工事については、関係部局と調整を図りながら、予防保全工事と併せて適切な時期に実施できるよう検討する。

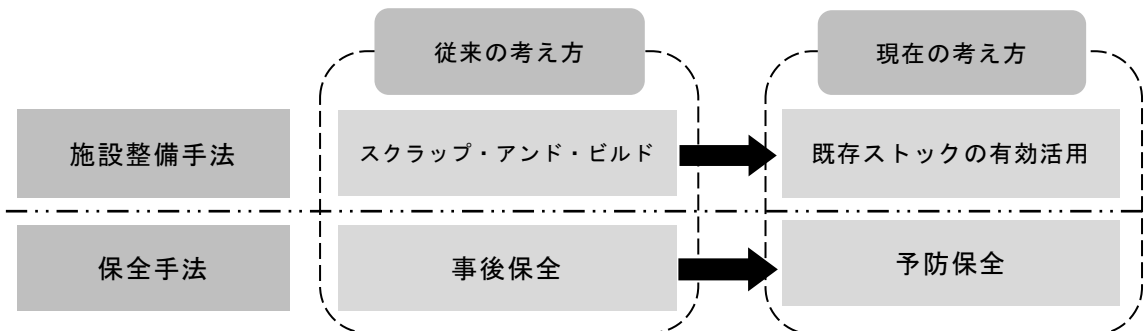
○非構造部材*の耐震対策の検討（継続）



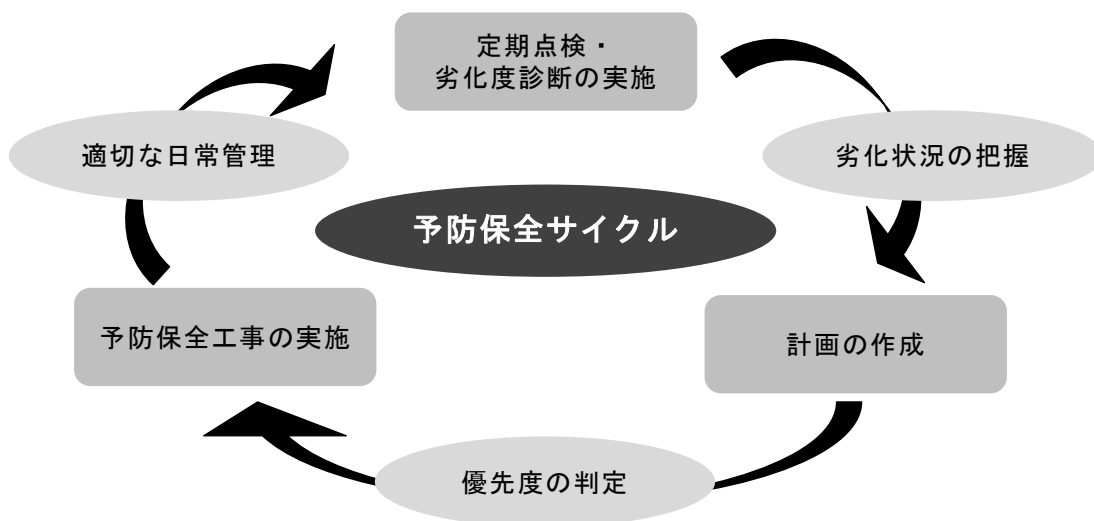
非構造部材の耐震対策（ブロック塀の改修）

■県有建築物の保全・長寿命化のイメージ図

【考え方の転換】



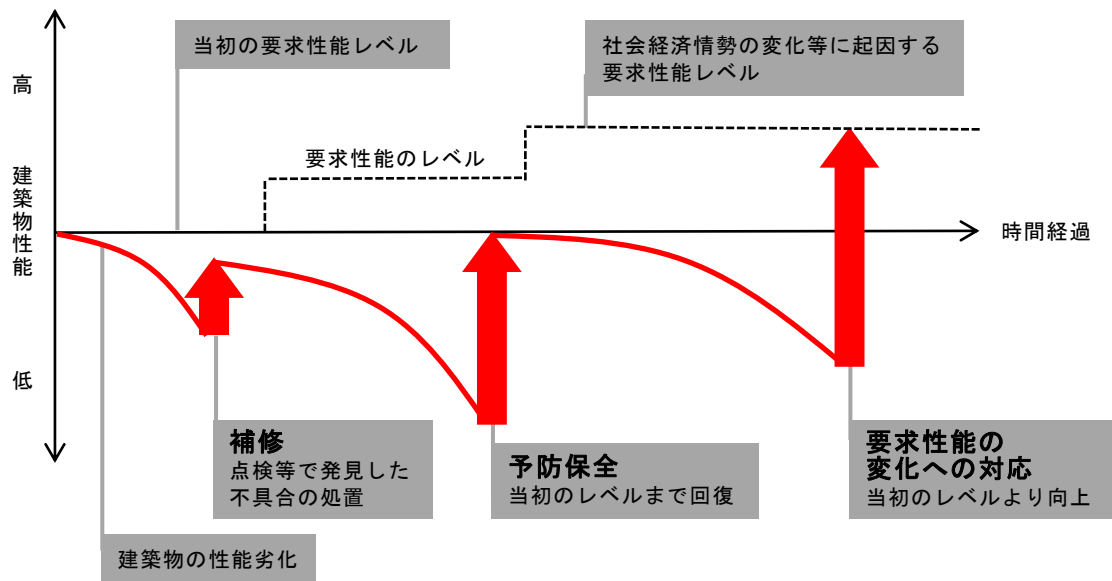
【予防保全サイクルの確立】



※非構造部材

天井材や外壁（外装材）など構造体（柱、梁、床など）と区別された部材

【建築物性能の向上】



7 推進体制

県有財産の総合的な利活用を全庁かつ長期的な視点から協議、調整等を行う「県有財産総合利活用推進会議」により、部局間の調整や各取組の進行管理を行う。

8 取組に当たっての方策

(1) 県有施設最適化システムの運用

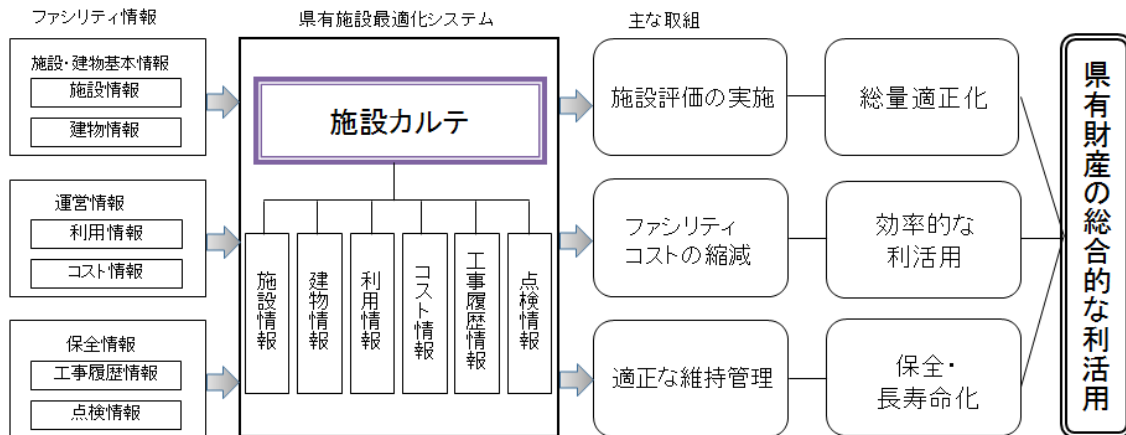
施設・建物基本情報をはじめとするファシリティ情報を県有施設最適化システムに蓄積し、「施設カルテ^{*}」として見える化を行う。

また、県有財産の総合的な利活用を推進するために、これらの情報を、施設評価やファシリティコストの縮減、適正な維持管理等の取組に活用する。

※施設カルテ

施設・建物の基本情報（名称、建築年月日、延床面積、用途、構造等）、施設の運営情報（利用情報、光熱水費等のコスト情報）、保全情報（工事履歴、定期点検等結果）等のデータを集約化したもの

■ 県有施設最適化システムの業務フローイメージ図



(2) 職員の意識改革と財産管理者支援の推進

職員の意識改革を図るため、主に財産管理担当者を対象に「ファシリティマネジメント研修会」を定期的で開催する。

また、県有施設の適切な維持保全や効率的な施設運営を図るため、「財産管理マニュアル^{*}」及び「栃木県建築物日常管理マニュアル」の積極的な活用を促進する。



ファシリティマネジメント研修会の様子

※財産管理マニュアル

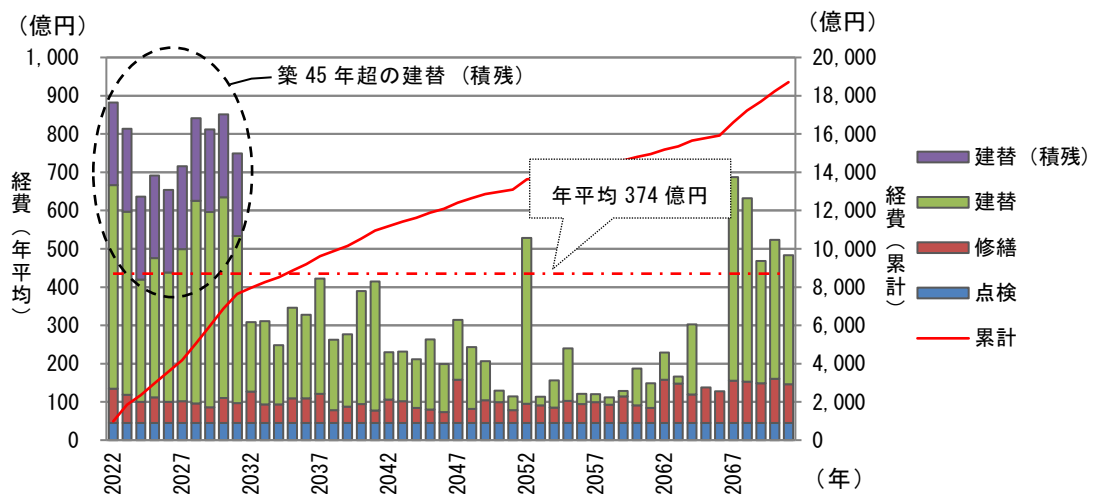
財産管理者が日常の財産管理業務をより効率的かつ適正に行うため、財産管理に係る基準や手続きを示した実践的な手引書（平成 24（2012）年 7 月策定）

1 県有建築物の維持管理・修繕・更新等に係る経費の試算

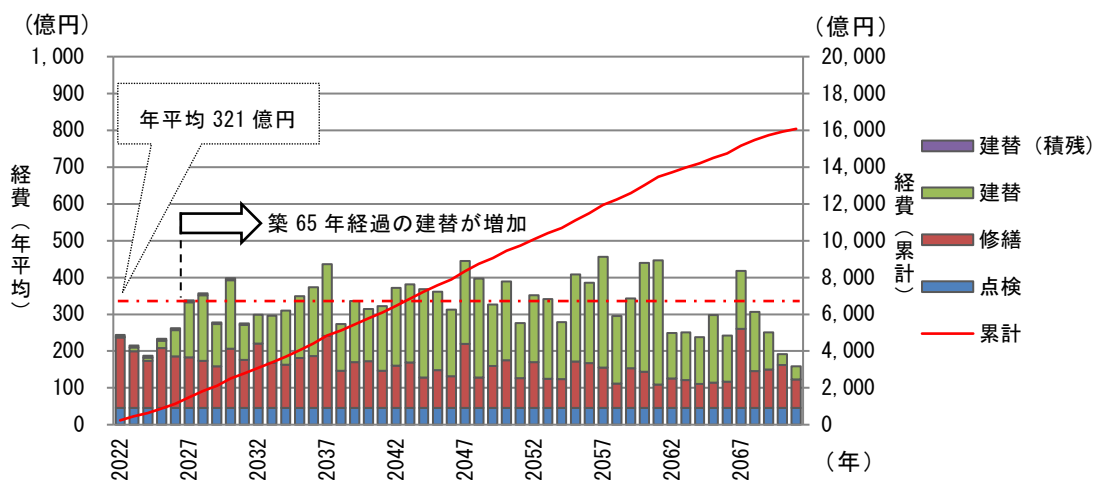
現在の棟数や延床面積を今後も保持していくことを前提に、建替周期を現在の県有建築物の平均築年数の45年として機械的に試算した場合、今後50年間(2022年～2071年)において維持管理・修繕・更新等費用は年平均約374億円となる。特に今後10年間は、老朽化した建築物の建替時期に入っているため、費用が増大する。

これに対し、長寿命化を図り65年周期での建替で機械的に試算した場合、費用は年平均約321億円となり、45年周期で建て替えた場合と比べ、年間約53億円の経費削減が期待できる。

(1) 建替周期を45年とした場合



(2) 建替周期を65年とした場合



【費用試算の条件】

- ・対象は令和2（2020）年3月末時点で公有財産台帳に登録されている建築物及び公営企業の用・病院の用に供している建築物
- ・試算時点で建替周期（45年）を超えている建築物は、今後10年間で均等に建替
- ・更新単価は、「令和3年度新営予算単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」を採用
- ・点検、修繕に係る単価は、「建築物のライフサイクルコスト 第2版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、（一財）建築保全センター編集・発行）」を採用

2 これまでの主な取組及び成果（H28（2016）～R2（2020））

（1）県有財産の総量最適化

- ① 平成28（2016）年度から416の県有施設を対象に、客観的指標（建築物性能及び利用状況）を用いて施設評価を実施した。
また、評価結果を踏まえ、施設所管部局を中心に、建築物の更新や、施設の統廃合、集約化等、今後の方針について検討を行った。
- ② 未利用財産の現状を把握するため、「未利用財産等実態調査」を実施し、その利活用方針を決定した。
- ③ 未利用財産の積極的な売却を実施した。

年度	未利用財産売却実績		
	件数	面積（㎡）	金額（千円）
H28（2016）	8	20,769	246,530
H29（2017）	10	11,654	168,640
H30（2018）	9	75,765	126,819
R元（2019）	6	10,338	87,292
R2（2020） ^{注）}	7	20,282	70,342
計	42	138,808	699,623

注） R2（2020）年度は、R3（2021）.1.31時点までの実績

- ④ 未利用財産の売却を促進するため、建物付きで土地の売却を新たに実施したほか、県ホームページへの売却予定物件の掲載や、チラシを活用した積極的な情報提供などを実施した。

(2) 県有財産の効率的な利活用

- ① 分散している単独庁舎の集約化を実施した（2施設）。
- ② 地方合同庁舎内の未利用スペースを地元市に貸し付け、県有財産の共同利用を開始した（1施設）。
- ③ ファシリティコストの縮減等のため、「県有施設情報調査」によるファシリティコストの見える化や、県有施設省エネ加速化事業と連携した照明のLED化及び空調の高効率化改修工事等を実施した。
- ④ 未利用財産や小規模スペースの有効活用を図るため、公募による貸付け等を実施した。

(3) 県有建築物の保全・長寿命化

- ① 優先的に長寿命化に取り組む建築物に対し、定期的な点検を実施し、劣化状況を把握した。（H30(2018)～）
- ② 「栃木県建築物日常管理マニュアル」を用い、財産管理者に技術的な支援を行った。（H28(2016)～）
- ③ 庁舎等の長寿命化の推進を目的に、計画的な予防保全工事のための「栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画」を策定した。（H30(2018).10.1）
- ④ 計画的な長寿命化に係る工事を実施した（庁舎等 16 棟、県営住宅 34 棟、県立学校 76 棟）。
- ⑤ 県有施設の非構造部材の耐震対策として、ブロック塀及び特定天井の改修工事を実施した。

(4) 推進体制

「県有財産総合利活用推進会議」により、部局間の調整や各取組の進行管理を行った。

(5) 取組を推進するための方策

- ① 県有施設最適化システム等を活用して、ファシリティ情報を一元管理し、「施設カルテ」として情報の共有化を図った。

- ② 県有財産の総合的な利活用の取組の普及、啓発や職員の意識改革を促進するため、「ファシリティマネジメント研修会」を開催した。(開催回数5回)。

- ③ 「財産管理マニュアル」や「栃木県建築物日常管理マニュアル」を用い、円滑な財産管理業務の推進を図った。



ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL